

# つちはし事務所通信

# 6

June

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2011年6月1日

## 知っ得情報

## パートタイマー関連の新しい助成金情報!

今までも、パートタイマーや有期契約の従業員を正社員に転換する制度を定めたり、パートタイマーに正社員と同じ教育訓練を受けさせたりすると助成金がもらえる「中小企業雇用安定化奨励金」や「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」という助成金がありましたが、その2つが4月1日より統合され、新しい助成金になりました。

新たに創設された助成金は「均衡待遇・正社員化推進奨励金」といいます。



「均衡待遇・正社員化推進奨励金」は下記の制度を規定し、実際に制度を適用した場合にももらえます。

### 1. 正社員転換制度

制度導入(対象労働者1人目) 正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円
転換促進(対象労働者2人目~10人目) 2人以上正社員に転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	支給額: 労働者1人につき	
	中小企業 20万円 (原則)	大企業 15万円 (原則)

### 2. 共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度(一定の要件に該当するものに限る)を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 60万円	大企業 50万円

### 3. 共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度(Off-JT)を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上(大企業は30人以上)に実施した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円

### 4. 短時間正社員制度

制度導入(対象労働者1人目) 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小規模 40万円	大規模 30万円
定着促進(対象労働者2人目~10人目) 2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給	支給額: 労働者1人につき	
	中小規模 20万円 (原則)	大規模 15万円 (原則)

### 5. 健康診断制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度(法令上実施義務のあるものを除く)を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給	支給額: 1事業主につき	
	中小企業 40万円	大企業 30万円

上記助成金を受けるためには、他にも必要な要件がございます。パートタイマーや有期雇用者の待遇改善などをお考えでしたら、まずは当事務所までご相談下さい。

< 経済産業省系の助成金とは >

厚生労働省関連の助成金は、主に人の雇入れや、人材教育などに助成しています。それに対し、経済産業省関連の助成金は、新技術・新製品・新サービスの試作開発、展示会出展などの販路開拓、特許取得に係る経費の一部を補助する制度が多いのが特徴です。

関連省庁	経済産業省や外郭団体
助成金数	3,000 種類以上
対象	新技術・新製品・新サービスの試作開発 展示会出展 特許取得・調査
公募時期	年 1 回がほとんど
受給額	500 ~ 5,000 万円が中心
受給時期	事業実施後
倍率	10 ~ 20 倍



【主な研究開発系の助成金】

種別	助成金名	公募期間	内容	助成金
都道府県	地域応援ファンド	都道府県で異なる	各都道府県で抱える問題解決に資する新しい取り組み	100 ~ 1,000 万円 1/2 ~ 全額
都道府県 市区町村	特許・ISO 助成金	随時	特許等や ISO 取得に要する経費を補助	5 ~ 300 万円 1/3 ~ 全額
財団	新技術開発助成	4 月と 10 月	独創的な研究や新技術を開発し、実用化する	2,000 万円 2/3 以内
財団	研究開発助成金	例年 7 月頃	設立 5 年以内の中小企業が新規性のある研究開発を行う	100 万円 1/2 以上
各経済産業局	地域資源活用 農商工連携	例年 2 月と 12 月頃	各地域において指定されている地域資源を活用したり、 農業者との連携による新しい取り組み	3,000 万円 2/3 以上
各経済産業局	基盤技術高度化 (ものづくり)	例年 4 月頃(11 月)	基盤技術(20 分野)の向上につながる研究開発	4,500 万円 全額
各経済産業局	JAPAN ブランド	例年 3 月と 8 月頃	複数の中小企業等が連携して世界に通用するブランド 力の確立を目指す新しい取り組み	2,000 万円 2/3 以上
外郭団体 独立行政法人	バイオマス利キ-利用 技術開発	例年 5 月頃	革新的な次世代バイオマス利用技術シーズの開発	14,000 万円 2/3 以上
経済産業省	未踏ソフトウェア 創造事業	例年 6 月頃	次世代の IT 市場を作り出し、社会的に役立つ独創的な ソフトウェアの技術開発等を行う	2,000 万円 全額

< 情報提供サイトの一例 >

- ・各都道府県の中小企業支援センター [http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou\\_sien.html](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html)
- ・資金調達ナビ (J-Net21) <http://j-net21.smrj.go.jp/srch/navi/>

他にも、各省庁・自治体及び外郭団体や商工会議所などからも提供されています。

つちはし事務所では、経済産業省関連の助成金に関しても、ご相談をお受けしています。  
詳しくは、当事務所までお問い合わせください。

あとがき つちはし事務所より

いつもお知らせしている厚生労働省関連の助成金に加えて、今月は経済産業省関連の助成金の情報をお伝えしています。厚生労働省関連の助成金と、経済産業省関連の助成金の一番の違いは、厚労省関連は要件が合致すれば必ずもらえる助成金が多いのに対し、経産省関連は応募者の中から審査で選ばれた会社だけが助成対象となる点です。その倍率は 10 ~ 20 倍と聞けば、応募の前に諦めてしまいそうですが、実は書類選考の段階で単に書類不備等の理由で半数は落とされるそうです。つまり、書類さえきちり書ければ、倍率は 5 ~ 10 倍に。その上で、応募要件に地域限定等があれば、かなり倍率は低くなるようです。新製品の開発や販売等の予定があるなら、一度検討されてはいかがでしょうか？ より詳しい情報や、申請するための具体的な支援についてはお問い合わせください。必要な場合には、専門のコンサルタント会社もご紹介させていただきます。

震災と原発事故による電力不足で、関東圏では今年はサマータイムの導入したり休日の曜日を変更する会社が多くなりそうです。その影響で、会社のカレンダーの変更を余儀なくされたり、労働時間の変更が必要になった場合は、つちはし事務所までご連絡ください。就業規則の変更から労使協定の変更まで、必要な手続きについてご支援いたします。